

令和7年度第3回文化財保護審議会

日 時：令和8年1月13日（火）午後6時～

場 所：世田谷区教育会館3階「ぎんが」

出席者：（委 員）早乙女会長、石井委員、神庭委員、小泉委員、重枝委員、外池委員、
俵木委員、藤原委員、村松委員、山本委員

（事務局）玉野教育政策・生涯学習部長、平原生涯学習課長、湖東文化財係長、
古川民家園係長

会議公開の可否：公開

傍聴者：なし

事務局：教育政策・生涯学習部 生涯学習課

次 第：1 教育政策・生涯学習部長挨拶

2 令和7年度第3回議事録署名委員指名

3 登録・指定文化財の答申

（1）世田谷区登録有形文化財への登録の答申（勝光院の木造観音菩薩立像）

（2）世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の
答申（勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像）

4 報告

（1）「旧林愛作邸」の保存及び活用に向けた意見交換会について

5 閉 会

資 料：・次第

- ・資料1 「世田谷区登録有形文化財への登録の説明」
- ・資料2 「世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の説明」
- ・資料3 世田谷区駒沢一丁目1番地区の街づくり 第1回意見交換会

午後 5 時 58 分開会

○生涯学習課長 定刻には若干早いですが、皆様お集まりですので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、世田谷区文化財保護審議会に御出席いただきましてありがとうございます。私は、生涯学習課長の平原でございます。

開会に当たりまして、教育政策・生涯学習部長の玉野より御挨拶をさせていただきます。

○教育政策・生涯学習部長 皆様、こんばんは。教育政策・生涯学習部長の玉野でございます。本日は、御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の審議会は、勝光院所蔵の仏像に関する答申審議となります。御審議をお願いしますとともに、これまでの調査・検討への御協力に感謝申し上げます。

また、今期の審議会は本日が最後の開催となる予定でございます。今期で御退任される委員の皆様におかれましても、これまで長きにわたりまして本区文化財行政に御尽力をいただきまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。今後とも様々なお立場から忌憚ない御意見をいただけますと幸いです。今期も残りわずかではございますが、引き続き世田谷区の文化財行政の発展に御協力いただけますよう、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、早速議事に移りますので、ここからの進行は早乙女会長にお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまより令和 7 年度第 3 回文化財保護審議会の議事を進めてまいります。

ほとんどの委員が参加されていますけれども、相澤委員につきましては欠席の連絡を受けております。

現在のところ傍聴の申込みはありませんが、会議開始後に傍聴の申出がありましたら、その際にお諮りして傍聴していただく形で取り扱わせていただきたいと思います。

それでは初めに、事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料確認)

○会長 次に、次第2、令和7年度第3回議事録署名委員の指名です。今回の議事録署名は、村松委員と石井委員をお願いいたします。議事録に後日署名をいただきますので、御承知おきください。よろしいでしょうか。

それでは、次第3の登録・指定文化財の答申に移ります。初めに事務局から、諮問から本日に至るまでの経過について御報告をお願いいたします。

○生涯学習課長 昨年9月3日に開催されました教育委員会におきまして、勝光院の木造観音菩薩立像の文化財登録及び勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像の文化財登録・指定について、文化財保護審議会に諮問されることが決定し、9月8日に諮問文をメールにて委員の皆様へ送信させていただきました。

その後、10月21日に第2回文化財保護審議会を開催し、登録・指定有形文化財候補の答申文の検討をしていただきました。その後、審議会での御意見を反映した修正案を事務局で作成いたしまして、御意見及び御指摘をいただきました。委員の皆様におかれましては、年末の御多忙の時期にもかかわらず御意見をお寄せいただきましたこと、誠にありがとうございました。その後、さらに修正の上、答申文の原案を作成いたしまして、原案への御指摘を踏まえて修正したものが本日お配りした答申案となっております。

経過につきましては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは引き続き、答申案の説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 先ほど資料の確認をさせていただきましたけれども、資料1が登録有形文化財、資料2が登録及び指定有形文化財に関する答申案でございます。詳細につきましては文化財係長より御説明させていただきます。

○文化財係長 それでは、資料1、資料2を併せて説明させていただきます。今回は答申

になりますので、資料を読み上げさせていただく形とさせていただきます。

資料1、世田谷区登録有形文化財への登録の説明。

1、名称及び員数。勝光院の木造観音菩薩立像、一軀。2、種別。世田谷区登録有形文化財（絵画・彫刻）。3、所在地。東京都世田谷区桜一丁目26番35号。4、所有者。宗教法人勝光院 代表役員 大場有里子。

5、概要。(1)年代、江戸時代。(2)法量、像高4.3センチメートル。(3)作者、不詳。(4)内容、素地一木造。彫眼。頭部群青彩、眉・瞳墨彩、口唇朱彩。左手首より先欠損、右臂にかかる天衣の下方欠損。現在本像は、黒漆塗内部金箔の厨子に納められ、厨子は布製の外袋に納められている。本像と台座を含めた総高は7.4センチメートルである。

本像は広葉樹、台座は針葉樹とみられる樹種で制作されたと推察される。台座の彫法も繊細で立派な造作であるが、樹種の違いから台座は後補と考えられる。

小像ながらも、三道が彫り出される等、極めて緻密で細部に意を注いだ造作からは、制作者の技術の高さがうかがえる。その生气ある面相や衣文表現等、写実的で彫法も優れていることから、鎌倉時代的要素も看取される。きりっと上がった目尻は慶派による彫像を思わせる。

本像と台座は接合されており、現状は本像正面の観察のみに限られる。

(5)勝光院沿革。勝光院は世田谷区内でも有数の曹洞宗の古刹で、中世の世田谷領主吉良氏の菩提寺である。その前身は、建武2年に吉良氏が開基となって建立した龍鳳寺と伝えられる。天正元年に、世田谷城主の吉良氏朝が曹洞宗僧の天永琳達を中興開基として、父頼康の菩提を弔うために再興し、頼康の院号に因み勝光院と改称した。また、吉良氏の有力家臣であった大場氏、関氏、宇田川氏、石井氏等は勝光院を当時菩提寺としており、有力家臣にとって中心的な寺院であったことが分かる。徳川家康の関東入国以降は、30石の朱印地を与えられており、旧吉良氏領内で最も格式の高い寺院であったことがうかがえる。

(6)伝来。江戸時代後期、寛政9年に武州荏原郡上北沢村出身の穂積（鈴木）隆彦が吉

良義隆に進覧し、文化6年に増補分をまとめた『世田谷私記』において、勝光院の什物の項に「氏朝の守、一寸式三分、観音の像ナリ」と記されている。天保3年刊行の紀行文『松の柴折』には「吉良氏朝の守本尊観音の像一軀〈丈壺寸三分、この厨子を入れる外箱、黒塗にて桐の金紋付てあり、堅地にして漆色殊勝の古物也、〉」とあり、桐の金紋が施された黒漆塗りの「外箱」に、観音像が納められていると記されている。上記の文献史料は、いずれも吉良氏朝の守り本尊として伝える、一寸余りの観音像の存在を示し、本像がこれにあたると思われる。

6、登録理由。当該仏像は、勝光院を再興したとされる世田谷城主の吉良氏朝の守り本尊として伝来しており、世田谷地域の歴史、また勝光院の沿革を考える上で貴重な像であることから、世田谷区登録有形文化財として登録するのが相応しい。

7、登録基準。「世田谷区文化財登録・指定基準」第1 世田谷区登録文化財、1、世田谷区登録有形文化財(2)絵画・彫刻、イ 絵画史上、彫刻史上又はこの地方の文化史上貴重なもの。

8、参考文献。世田谷区郷土資料館『勝光院文化財総合調査報告』、世田谷区教育委員会『世田谷区社寺史料 第一集 彫刻編』、世田谷区教育委員会『世田谷区社寺史料 第三集 絵画・彫刻Ⅱ・目録編』、世田谷区教育委員会『世田谷地誌集』、鈴木泉「十六世紀における世田谷吉良氏の造寺造仏について」(『てら ゆき めぐれ 大橋一章博士古稀記念美術史論集』所収、中央公論美術出版)、横浜市歴史博物館編『蒔田の吉良氏——戦国まぼろしの蒔田城と姫君——』。

以上、資料1でございます。次の面は画像となっております。

引き続き、資料2の説明をさせていただきます。世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の説明。

1、名称及び員数。勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像 一軀。2、種別。世田谷区登録有形文化財及び世田谷区指定有形文化財(絵画・彫刻)。3、所在地。東京都世田谷区桜一丁目26番35号。4、所有者。宗教法人勝光院 代表役員 大場有里子。

5、概要。(1)年代、安土桃山時代。(2)法量、いずれもセンチメートル、像高48.5、頭頂～顎23.0、髮際～顎10.5、耳張10.2、面張9.0、面奥11.0、肩張17.5、臂張27.2、胸奥13.2、腹奥16.6、膝張33.0、膝高(右)8.0(左)8.5、膝奥29.5。(3)作者、不詳。

(4)内容、寄木造、玉眼、漆箔。像背面は漆箔を施さずに朱彩とし、頭部は群青彩。白毫に水晶を嵌入、金属製の頭飾及び胸飾をつける。左掌に持物を固定するための穴があり、おそらく宝珠をのせていたものと想像されるも、現在は欠失。左手は後補と思われる。頭部前後矧ぎ。体幹部材に両肩材を寄せ、脚部は別材を矧ぎ付ける。像底に柄あるも、台座の柄穴と一致しない。衲衣は両肩から両足まですっぽりと覆う。やや小さい体軀ながらも室町時代の余風を残した一種のおおらかさが伺える。伸びやかで丁寧な背面や、三段に結わえた宝髻の彫からは、同時代の技巧から見ても優れた像容であることが看取される。なお台座の大きさは、本像に比べてやや狭く、加えて本像を設置すると光背と接触することから、本像と台座・光背は、別具として制作されたものと推察される。

(5)勝光院沿革。勝光院は世田谷区内でも有数の曹洞宗の古刹で、中世の世田谷領主吉良氏の菩提寺である。その前身は、建武2年に吉良氏が開基となって建立した龍鳳寺と伝えられる。天正元年に、世田谷城主の吉良氏朝が曹洞宗僧の天永琳達を中興開基として、父頼康の菩提を弔うために再興し、頼康の院号に因み勝光院と改称した。また、吉良氏の有力家臣であった大場氏・関氏・宇田川氏・石井氏等は、勝光院を当時菩提寺としており、有力家臣にとって中心的な寺院であったことが分かる。徳川家康の関東入国以降は、30石の朱印地を与えられており、旧吉良氏領内で最も格式の高い寺院であったことがうかがえる。

(6)伝来。本像は、現在は本堂内陣にある須弥壇上の宮殿(くうでん/厨子の一種)に納められている。寛永年間頃の成立とされる「勝光院過去帳裏書」には、天正10年に客殿の立柱が行われたこと、本尊の虚空蔵菩薩像は関加賀守、大権修理菩薩像はその奥方、達磨大師像は吉良氏朝の御局によってそれぞれ寄進されたこと、同16年に中興開山の天永琳達が心源院へ転住したことが記されている。宝暦年間に成立した「歴代住職書上」におい

ても、本像は「勝光院過去帳裏書」と同様に関加賀守による寄附と伝えられている。

なお、関加賀守は、吉良四天王に数えられる有力家臣で、天正20年造立の勝国寺の薬師三尊像の「薄之願主」、すなわち漆箔・彩色仕上げの願主としても名を残す人物である。本像の制作年代については、「勝光院過去帳裏書」によっては立柱と同年の造立と断定することはできず、頼康三十三回忌に合わせた文禄2年とする論考もあることから、今後の調査等により明らかになることが望まれる。また、当該像と同時期に寄進され、現在も堂内に安置されている木造達磨大師坐像の台座裏の墨書には、弘化3年の第19世大永智全和尚の代に本像が再興されたことが記されており、同年に修理が施されたことが伺える。

6、登録・指定理由。本像の制作年代は不明であるものの、像容から文献史料が示す天正年間頃、安土桃山時代に造像されたことが看取される。また、中世の世田谷領主吉良氏の有力家臣である関加賀守によって勝光院に寄進されたと伝えられ、勝光院の沿革のみならず、世田谷の中世史を考える上でも重要な資料である。区内でも数少ない安土桃山時代の造立である本像は、伸びやかで丁寧な背面や宝髻の彫方から窺えるように、同時代の技巧から見ても優れた像容を有している。上記により、本像は世田谷区登録有形文化財として登録及び世田谷区指定有形文化財として指定することが相応しい。

7、登録・指定基準。「世田谷区文化財登録・指定基準」第1 世田谷区登録文化財、1、世田谷区登録有形文化財(2)絵画・彫刻、イ 絵画史上、彫刻史上又はこの地方の文化史上貴重なもの。

同「基準」第2 世田谷区指定文化財、1 世田谷区指定有形文化財、世田谷区登録有形文化財のうち、区にとって重要なもの。

8、参考文献。世田谷区郷土資料館『勝光院文化財総合調査報告』、世田谷区教育委員会『世田谷区社寺史料 第一集 彫刻編』、同『世田谷区社寺史料 第三集 絵画・彫刻Ⅱ・目録編』、鈴木泉「世田谷・勝国寺の木造薬師三尊像について」、同「十六世紀における世田谷吉良氏の造寺造仏について」、世田谷区近世史編さん委員会編『世田谷区史 近世編』。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの文化財係長の説明について、何か御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

○委員 もう検討されたことかもしれないし、もしかしたら現代表記に関する規定があるのかもしれないですけども、資料1の一番下の吉良氏朝の云々の後の平仮名はこのままでよいのでしょうか。「の」だけじゃなくて、その後全部そうですけれども。「と記されている」と書いてあるときに、平仮名は当時用いられていたのか、もしくは現代表記で表記する区の規定でもあるのか、どちらか。何か検討されたならば教えていただければありがたいです。

○会長 今の意見は、1枚目の5、概要(6)伝来のところで、ちょうど真ん中あたりに勝光院の什物の項に「氏朝の守」の「の」が平仮名になっているけれども、そのほか「一寸式三分、観音の像ナリ」の「ナリ」が片仮名という。ここで片仮名と平仮名が混ざっているけれども、これでいいのかどうかという意見ですけども、いかがでしょうか。

○委員 何か決まりがあれば、それで。平仮名、現代表記という規定があるのかなと思っていたものですので。

○文化財係長 只今確認いたします。

○会長 一応、これまでのやり方ですと、文献を引用した場合には文献に書いてあるそのものを使うと。平仮名でも、片仮名でも、旧字でも、漢字でも、何でも書かれたものを引用するというので、それを基に、文章を書くときは通用体でもいいというやり方だったと思いますけれども、いかがでしょうか。

○文化財係長 引用した資料を確認に行っておりますが、基本的にはそのとおりでございます。

○会長 少々お待ちください。今、資料が届きましたので。

複数の方の目で確認をお願いいたします。

○文化財係長 改めて確認させていただいているのは、「観音の像ナリ」のところだけが片仮名になっている点でございますが、私どもが引用している資料が『世田谷地誌集』という原文に忠実に書き下ろされている資料でございますので、平仮名で書いてあるという判断でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 「観音の像ナリ」の「ナリ」が平仮名ということですか。

○文化財係長 その部分について確認しております。

○委員 私が前に世田谷の勝光院の報告書を見たときには、結構片仮名が多かったと思うんですよね。「氏朝の守、一寸式三分、観音の像ナリ」のところを、私、ちょっと前に調べたときに、写真を撮ってきてデータを取っておいたんですけども、勝光院の関係資料の335ページを見ると、そこにはみんな片仮名で入っています。多分、資料を起こすときに何を基にしているかによると思うんですけれども、ただ、少なくとも前に総合報告書を出したときには片仮名のデータが手元にあるので、後で見てください。

なので、基本的には、ただ、現物を見ないとどうしようもないので、活字を見ても、それが正しいと言われるとどうしようもないので、活字を転記するのであれば何の活字を転記したのか書かないといけないわけだし、そうではなくて、基の資料を見たのであれば基の資料に合わせて平仮名、片仮名を分ければいいんだろうと思います。なので、とりあえず調べられる範囲で現物まで確認して、活字を見るのであれば、活字のところ併せてやっていただければいいんじゃないですか。

引用するんだったら、括弧をつけるんだったら明らかにしておかないとよくないです。括弧をつけないんだったらというようなことが書かれているので、全部平仮名にしてしまえばいいんだけども、そうじゃなくて括弧をつけるんだったら、ちゃんとそれはやっておいたほうがいいですよ。

○文化財係長 いま一度、原典史料まで遡りまして、何から引用にしたかというところを確認する必要があります。

○委員 8番に参考文献を挙げているじゃないですか。とりあえずは、この参考文献の範囲でいいと思うんですよ。参考文献によったわけだから、参考文献のうちのどれによったかが明らかであればいいんじゃないですか。それこそ、本当にオリジナルまで遡って云々かんぬんと言われると、それは大変だろうし……。

○文化財係長 同じ文言、同じ一文の出典が「勝光院文化財総合調査報告」と「世田谷地誌集」の両方に載っているということで、そこにちょっとぶれがあるという御指摘かと思えますので、どちらを引用してこの表現になっているのかをはっきりさせるという御指摘かと思いますが、よろしいでしょうか。

○会長 どちらにするかは「勝光院文化財総合調査報告」か、あるいは「世田谷地誌集」、2つにどうも引用されているようですので、そのどちらを取ったかということを明示すればよいと思います。

○委員 資料の報告のときは、結局、起こす人と、全体のそろえるときに平仮名にしてしまうということを、古い時代だとやっていることがないではないので、基本的には、近年は、仮名についてはそれぞれ別のものであれば別にするというのが一般的だと思うんですが、古い資料の報告が——古いといっても80年代ですけれども、もしかすると、この場合だと仮名が混用されてしまっているのも出てきているかもしれないので、恐らく、比較的新しいほうから選んだほうがいい気がします。いずれにしても、ちょっと確認していただければと思います。

○会長 「世田谷私記」は現存しているものなんですか。見ることができるのでしょうか。

○事務局 今、参照した資料の凡例を見ておりますけれども、「世田谷私記」で現存7種類の本がございまして、北川本、内閣文庫本、無窮会、静嘉堂文庫本、国会図書館、宮内庁書陵部などございまして、「勝光院文化財総合調査報告」と「世田谷地誌集」はそれぞれ典拠資料が違っている可能性があるんで、そのあたりを明らかにしまして参考文献に反映させたいと思います。

○文化財係長 よろしいでしょうか。

○委員 これから大変な作業になっちゃって申し訳ないなと思います。さらに上に重ねて。申し訳ありませんでした。議事進行を遅らせました。

○会長 もう非常に大事なことで、私も「世田谷私記」が7つ、いろいろ伝わっているのがあるのを知らなかったの。多分その中でもそれぞれ違いが出てくるとは思いますけれども、何を基にというのははっきり参考文献で出していただければ、それでよろしいかと思えますけれども、よろしいでしょうか。皆さん。

ほかに何かございますでしょうか。

○委員 観音菩薩のほうの内容の一番最後のところで、観察が正面のみに限られるというのは、要は、台座も厨子とくっついちゃっているみたいな感じになっているんですけど。これは台座が厨子にくっついちゃっているから後ろが見られないということなんですよね。なので、ここを見ると、本像が台座とくっついてますよというのが書かれているんですけども、本像と台座は接合されているけれども、台座自体が厨子と一体であるというのが、ちょっと書かれていないような気がするのですが、それはあつたほうがいいのか。なくていいのか。

つまり、台座と本像だけがくっついているんだったら、中から出せばいいじゃないという話になるじゃない。台座が厨子と不可分な形になっているので後ろが見られないということですよ。

○文化財係長 本像と台座及び台座と厨子が接合されているので、背面は確認できません。

○委員 そういうことですよ。それが見られないということだよ。そうじゃないと、台座とくっついているだけだったら出せばいいという話になるじゃないですか。ということ。

○文化財係長 分かりました。では、そちらもそのような表現にさせていただきます。

○会長 今の御意見は、本像の正面の観察のみに限られている文章が、なぜ正面のみの観

察しかできないのかという。その理由として、この文章では本像と台座が接合されておりというだけだったら、本像と台座を厨子から取り出せば裏が見えるんじゃないかというので、理由にはちょっとならないんじゃないかということで、結局、台座も厨子とくっついていて、厨子から取り出せないから裏面が観察できないということですよね。だから、それをこの説明の中に、取り出せない理由としておかしくない形で入れてほしいということだと思いますけれども、いかがでしょうか。

あるいは、厨子から取り出せないからというだけでもいいと思うんですけどもね。文章としては、取り出せないということを何か文章の中で入れてほしいということだと思うんですけどもね。裏面が観察できないというのが、台座とくっついているだけだったら台座ごと取り出せば見えるわけですよね。だけれども、台座も厨子にくっついているので取り出せないから裏面が観察できないというようなことを書けば、正面の観察のみに限られるという。その理由がはっきりするということで、本尊と台座だけくっついているだけだと正面のみの観察という理由にはならないんじゃないかということですよ。藤原さんの意見は。

○委員 はい。そうです。

○生涯学習課長 会長、本日、答申をお渡ししていただく予定でおりますが、貴重なご意見をいただきました。今回の修正する必要があるところにつきまして、後日は確実に修正させていただくんですけども、今日、答申の件につきましては、この場でされるということにいたして構わないでしょうか。

○会長 私のほうから意見を言いますと、結局、答申というか、登録文化財及び有形文化財への登録指定に関しては、一番基本となる文化財としての価値とか彫刻史上、絵画史上、地域の文化史上の意義は、全くこの答申どおりです。細部の問題として、裏面が観察できないとか、引用文献の平仮名、片仮名というところがありますが、その辺は後で差し替えていただいて、いわゆる登録指定の趣旨は全くこのとおり、変更がないということで、これはもう答申して私はいいと思いますけれども、いかがでしょうか。ほかの委員の

方は。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 これまで審議会としては第1回、第2回、勝光院の現地での観察、その後、メールでの審議があつて、何回か皆様の意見を聞いて、いろいろ訂正して、非常にいい内容になったと思いますけれども、それでもやっぱり複数の目で見ると、微妙なところもありますけれども、今回のご意見は答申の趣旨に背くというか、その趣旨を変えるものではありませんので、このまま進めさせていただきたいと思います。

それでは、今の意見を踏まえて、この答申で異議がないということで、答申を決定させていただきます。

文化財保護審議会より教育委員会に答申文をお渡しいたします。

(答申文交付)

○教育政策・生涯学習部長 皆様、ありがとうございました。ただいま会長から答申をいただきました。答申につきましては、今後、教育委員会に諮らせていただきまして、登録指定が決まりましたら告示の手続を速やかに進めさせていただきます。ありがとうございました。

○会長 それでは、続きまして、次第4の報告に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 では、資料3、世田谷区駒沢一丁目1番地区の街づくり第1回意見交換会を御覧ください。

本件は、旧林愛作邸の保存及び活用に向けた取組の御報告でございます。昨年の11月に当該地区の地区計画策定に向けた意見交換会が開催されました。その際の資料に沿いまして意見交換会の概要を御説明させていただきます。

詳細につきましては文化財係長より御説明させていただきます。

○文化財係長 プロジェクターを使わせていただきますので、説明のため、場所を少し移らせていただきます。

それでは、資料3、世田谷区駒沢一丁目1番地区の街づくり第1回意見交換会につきまして御説明をいたします。資料3をお手元にお配りしておりますが、画面に出しておりますので、そちらを御覧ください。

旧林愛作邸につきましては、これまで説明会等を実施してはりましたが、今年から地区計画の検討を行うということで、区民の皆さん、所有者の方を交えて意見交換会をする段階に入ってきております。昨年の11月に意見交換会の第1回を行いまして、その内容を当日の資料に沿って御説明をさせていただきます。

意見交換会の内容といたしましては、これまでの取組と~~か~~、区が策定した考え方を踏まえて、高さを緩和するイメージを模型を使って御確認いただいた上で、それについて御意見をいただきました。

これまでの取組といたしましては、令和6年2月に世田谷区から所有者宛てに旧林愛作邸の保存活用に関する要望書を提出いたしました。この中で明確に現位置への保存を要望し、それに対して所有者から世田谷区に要望書が提出され、この中で、事業として成立するために、本来建築できる部屋数、容積を確保できるように都市計画等の取組をしてほしいという要望が出ております。それを受けて、令和6年8月に世田谷区が、駒沢一丁目1番地区の旧林愛作邸の保存、活用に向けた土地利用の基本的な考え方を決定しまして、この中で都市計画制度、特に地区計画という制度を使って、林愛作邸を保存しながら所有者の事業も成立させるという考え方を決めております。昨年2月に世田谷区が旧林愛作邸の保存範囲の考え方を決めまして、それを所有者に提案しております。その際には審議会の先生の皆様にも御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後の予定でございますが、令和7年度に2回意見交換を行い、来年度も引き続き、地区計画等のルール検討のための意見交換を引き続き行い、その先に都市計画の手続等を考えております。意見交換会では、旧林愛作邸の現位置保存により利用できなくなる床面積を、それ以外の敷地に高さとして移転するためにはどのようなイメージになるかというのを、模型で御説明をいたしました。旧林愛作邸を保存せずに、事業者が全敷地を使って容

積150%を確保した場合、最高で建てられる高さが、建築基準法上の制度に基づいて認定を受けた場合で、4階建てが最高ということになります。それを確保する場合には、このような形でブロックが積まれます。このブロック1つが4階建ての塊ということになります。

引き続き、この保存範囲、点線で囲んでおります保存範囲を空地として旧林愛作邸を残した場合、先ほどのブロックを高さとして別のところに積み上げるイメージになります。単純に積み上げた場合、およそ8階建ての建物であれば容積率150%を確保できるという形で御説明をいたしました。旧林愛作邸の南側には、私どもの保存範囲の考え方の中でも、南側は建物がすぐに迫るのではなく、できるだけ離隔を取っていただきたいという要望をしており、所有者の意向もそのようになっております。

このようなイメージを先に御覧いただいたほうが、少し分かりやすくなるのではないかとこの形で御説明したところですが、御意見としましては、一部8階建てで、そのぐらいなら妥当ではないかというような、ごく少数の御意見もありましたが、高さの緩和については反対が多く、所有者は保存すべきものがあると分かっているので、現行の法規どおりの建築基準法にのっとって保存をすべきだ。もしくは世田谷区が全体を買収するか、国や都も買収してもいいのではないかという意見もございました。

次回、2月に意見交換会が予定されておりますので、その際にはいま一度、林愛作邸の重要性、保存の必要性、さらには今後の保存活用の基本的な考え方等もお示ししながら、旧林愛作邸は絶対にここに残さなければいけないということを大前提として皆さんに御協力をいただきながら御意見をいただくということで進めてまいりたいと考えております。

今回の御報告につきましては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質問等、何かございますでしょうか。

何人かの委員の方は去年現地に行って、実際に建物に入ってみて、さらにその建物から南側、駒沢公園の景観というか、それも見ていただきましたけれども、今日のイメージ

で、どんな建物が建つかというのが大体想像がつくようになりましたけれども、意見はございますでしょうか。

林愛作邸を残すということに関しては、区民の皆様の意見としては大体どんな感じなんでしょうか。壊せという意見が多いのか。それとも残そうという意見が多いのか。どんな感じでしょうか。

○文化財係長 昨年度に説明会をした中で、かなり保存の必要性については詳しく御説明をしておきました。おおむねそこはもう分かったとお考えいただけたとこちらは思っておりましたが、やはり建物の高さの緩和とセットということになりますと、そこに関して、残すべきということは分かっている、そこまでして残すべきかどうかとなると話は別だというような御意見も出てきてまいります。

建物配置等は具体的に今後計画をしていくことになりますので、そういった中で御理解をいただくようなプランというの最終的には必要になってくるのかなとは思っています。今の時点では、はい、分かりましたということには、なかなかなくてはきていない状況でございます。

○会長 住民側からすれば、今いる自分の住環境を悪くしてほしくないという気持ちも分かりますけれども、何とかライトの文化財として残してほしいなと思います。

今日のイメージの模型を見たら、現地で実際、我々が見たときの意見として、プレイリーハウスというんですかね。平らなところに平たい住居を建てて景観も重視するというライトの思想が分かるような形で、建物の南側の空間をなるべく残してほしいという要望が委員の方から出ていましたけれども、今のイメージを見ると、空間はあるんですけれども、空間の先に、やはりマンションで8階建てで、駒沢公園とシャットアウトされると、やっぱりまだちょっとそこが、そういう景観に関しては、文化財の保存の在り方としては問題があるかなと思いますので、その辺も今後いろいろ検討すべき点かと思っておりますけれども、ほかの方はいかがでしょうか。ないでしょうか。

これからもこういう意見交換会が何回か続きますし、審議会も来年度、何回かあります

ので、その都度、区のほうから説明いただきまして、何とか文化財として旧林愛作邸の保存と活用を審議会のほうでも考えていきたいと思えます。

ほかに何か、よろしいでしょうか。なければ本日の議事は以上でございます。

以上をもちまして令和7年度第3回文化財保護審議会を終了いたします。本日は円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

午後6時58分閉会